

米政策改革の推進

米政策改革は、需給・価格情報等を踏まえ、農業者や産地が、主体的な判断により、需要に即応した米づくりの推進を通じ、平成22年度までに「米づくりの本来あるべき姿」の実現を目指している。

また、早ければ19年産から、農業者・農業者団体が地域の販売戦略に基づき、主体的経営判断により需要に応じた生産に取り組み「農業者・農業者団体が主役となる需給調整システム（以下単に「新システム」という。）を国と連携して構築することとしている。

17年度については、16年度における米政策改革の推進状況等を踏まえ、「米づくりの本来あるべき姿」の実現に向けて関係者が一体となってより一層の推進を行っていくこととする。

1 米政策改革の着実な推進

(1) 需給調整システム

16年度からの当面の需給調整については、

国は、食料・農業・農村政策審議会の助言を得て、透明な手続きの下に、需給情報の策定・公表

生産目標数量は、客観的な需要予測を基礎に設定する。その際、豊作分については、翌年の生産目標数量から減少させることを基本とし、集荷円滑化対策による過剰処理分を補正する。生産目標数量は、行政及び農業者団体の両ルートから配分

農業者に対しては、併せて作付目標面積を配分し、確認は面積により行う。この場合、面積に換算する際の単収については、地域ごとの実態に合わせて設定

豊作による過剰米については、集荷円滑化対策により、短期融資の仕組みを活用して区分出荷を促し、農業者団体によ

る主体的な販売環境整備を行いつつ、融資の返済が米の引き渡しでなされた場合は、その需要開拓に対する結びつけを行うこととしている。

17年産米については、

透明性の高い客観的な手法により、都道府県産米の需要見通しを策定し、それに基づき生産目標数量を決定した上で、

その後、地域間調整、消費純増策等による生産目標数量の補正を行い、

農業者ごとに生産確定数量を決定したところである。

18年産米の生産目標数量については、需要に応じた売れる米づくりの推進、国民に対する安定供給を確保する観点から、在庫水準、17年産米の作柄の状況等を勘案し、客観的な需要予測を基礎に透明性のある手法により、17年秋に決定する。

(2) 新システムへの移行に向けた取組

米政策改革大綱（平成14年12月3日決定）においては「需給調整について、平成20年度に農業者・農業者団体が主役となるシステムを国と連携して構築する。この間、農業者・農業者団体の自主的・主体的な取組の強化を目指すものとし、平成18年度に移行への条件整備等の状況を検証し、可能であればその時点で判断する」としている。

このため、17年4月下旬から5月下旬にかけて、需要に応じた米づくりの取組状況（当面の生産目標数量の配分の状況、情報提供の状況、需要に応じた売れる米づくりに向けた意識改革や取組状況等）への重点的な助言・指導及び新システムへの円滑な移行に向けた周知活動を行った。この際、新システムへの円滑な移行のために、需給調整システムの姿を早く示して欲しいとの要望が多かったことから、都道府県意見交換会を開催し、新システムのイメージ（案）について意見交換を行った。併せ

て、新システムの実効性を確保する観点から、地域協議会における行政、関係機関、JA及びJA以外の生産調整方針作成者の参画の下での議論に基づく地域の取組方針の策定や、その方針に沿った創意工夫ある農業者別の生産目標数量配分の実施、地域の実態に合った配分基準単収の適切な設定等について助言・指導を行った。

今後、これらを踏まえて新システムの具体化を進め、19年度からの新システムへの移行を目指してさらに取組を強化することとする。

(3) 産地づくり対策

17年度においては、市町村段階の2,227の地域水田農業推進協議会において地域水田農業ビジョンが策定されている(市町村合併等により協議会の範囲が変更されたため、16年度に比べて263減少)。

対策2年度目に向けて、農林水産省では、各地域における水田農業ビジョンやこれに基づく取組をより高度なものとするため、地域におけるビジョンの取組状況の点検・見直しを積極的に促進し、

地域ごと・銘柄ごとの作柄、品質の違いを踏まえた販売戦略の構築

ビジョンに位置付けられた「担い手」の認定農業者への誘導

ビジョンの実現に向けた産地づくり交付金の有効活用が行われるよう、農業団体とも連携して助言・指導を行ってきたところである。

このような中、地域においては、自律的で創意工夫のあふれた取組(38ページ参照)が拡大しているところであり、農業団体のビジョンの実践強化運動(ビジョン大賞等)や、担い手の

育成・確保に向けた全国運動とも連携しつつ、このような事例の普及啓発と面的拡大に取り組んでいくこととする。

(4) 稲作所得基盤確保対策

16年産米の稲作所得基盤確保対策については、全国合計で当初加入契約者数約100万人、当初加入契約数量約407万トンとなっている。

17年産米の稲作所得基盤確保対策については、16年産の状況を踏まえ、国、道府県協議会及び農業団体など一体となって米価下落を緩和する対策として加入促進を行ったところである。

(5) 担い手経営安定対策

担い手経営安定対策は、一定要件を満たす担い手を対象に、「稲作所得基盤確保対策」に上乘せして稲作収入の安定を図るものである。

16年産の当初加入件数は約3万件、当初加入面積は約16万haであったが、加入があった41道府県のうち28府県において対策が発動された。

さらに、17年産に向けた取組としては、本年2月より行われている国と農業関係団体等(全国担い手育成総合支援協議会)による担い手育成・確保運動の一環として、国、都道府県、地域それぞれの段階において、担い手経営安定対策の加入促進に取り組んだところである。

(6) 集荷円滑化対策

豊作になった場合には、集荷円滑化対策の仕組みを利用し、需要以上の米が市場に出回らないように区分出荷・保管を行うことにより、主食用米等の価格の低下による農業経営の影響を回避することが極めて重要と考えている。

このため、より一層の本対策への加入率を向上させ、17年産米の過剰米の確実な区分出荷、保管を的確に行うため、「集荷円滑化対策の手引き」及び「平成17年度版集荷円滑化対策事前対応マニュアル（契約方針作成者用）」を作成し、これらを活用した農業者等への一層の周知活動を農業者団体、行政及び（社）米穀安定供給確保支援機構が一体となり本対策の実効性の確保に向けた取組を行っているところである。

（7）消費拡大対策

食料自給率向上協議会が本年5月に策定した「平成17年度食料自給率向上に向けた行動計画」に即した着実な工程管理の下、「食事バランスガイド」（3ページ参照）の普及・活用等食育の取組に連動して、

若年層の朝食欠食の改善

中高年層の生活習慣病予防

等、テーマ・対象を明確化したごはん食普及の取組を推進する。

また、米飯学校給食について、実施回数が少ない地域における重点的な普及促進を通じ、より一層の普及・定着を図ることとする。

このほか、消費者の簡便化志向や健康志向に対応した新たな米加工品の開発・普及や、米粉パン等の米の粉体利用を促進することとする。

（8）輸出促進対策

世界的な日本食ブームやアジア諸国の経済発展を好機ととらえ、米を始めとする我が国の高品質な農産物の特性を活かした輸出の本格化に向けた農業者・農業者団体等による取組を促進することとする。

さらに、輸出国先の検疫・通関制度などにより輸出阻害要因

となっているものについては、政府として相手国に対し必要な改善を要請・折衝することとする。

また、官民一体となった米を含めた農産物の輸出促進をより一層推進するため、17年4月、関係府省、地方公共団体、関係団体等幅広い関係者で構成する「農林水産物等輸出促進全国協議会」を設立したところである。

（9）米穀安定供給支援対策

計画的な米の流通を支援するために、生産量が多く、かつ、消費地へ販売されている米について、安定的な長期契約や計画的なコメ価格センターへの上場等に対して、事業実施主体による適正な実行体制を確保しつつ、金利・保管料の助成を行うこととする。

2 米穀機構における取組の強化

（社）米穀安定供給確保支援機構（米穀機構）においては、今後とも、

集荷円滑化対策事業については、生産出荷団体と一体となり、豊作による過剰米の区分出荷・保管を確実に行う取組を推進すること

同様に、米販売事業者に対する信用保証事業については、代位弁済の発生状況等にもかんがみつつ、事業を適正に実施すること

需要に応じた売れる米づくりを推進する観点から、情報提供の重要性を踏まえ、米穀機構のホームページ「米ネット（<http://www.komenet.jp>）」の更なる活用と、その内容の充実を図るとともに、指針等の需給情報の生産者等への提供をさらに強化すること

等が必要であり、農林水産省としては、必要な助言・指導を行

っていく。

3 適正な指標価格の形成

(財)全国米穀取引・価格形成センター(コメ価格センター)における16年産米の基本取引は、17年6月までに11回実施された(23ページ参照)。食糧法の改正に伴う、いわゆる義務上場制度の廃止等に伴う上場数量の減少等の課題の中で、規制緩和に伴い増加した新規参入者等を含めた取引の活性化が求められている。このため、コメ価格センターでは17年産米の取引に向けて、実務者ワーキンググループ及び運営委員会による検討を行い、7月にセンター入札取引ルールを改正したところである。

また、全農秋田県本部等による不公正事案に関しては、センター寄附行為等に基づき、全農秋田県本部等の当事者については、かかる不公正行為の再発防止策が確立、徹底されるまでの間、入札取引への参加資格を停止する等の処分を行うとともに、価格形成に対する信頼性を緊急に回復するため、取引監視機能の強化等の取引ルールの見直しを行い、第11回入札(6月)から適用した(73ページ参照)。

農林水産省としては、コメ価格センターが多様化する取引の実態に即し、その機能の充実を図りつつ、需給実勢や品質評価をよりの確に反映した適正な価格形成のための中心的な取引・価格形成の場としての役割を担っていくよう、引き続き指導していく。

米の安定供給に向けた取組

1 平成16年産米の作柄を踏まえた安定供給確保のための取組

(1) 備蓄の現状

16年6月末の政府備蓄米の在庫量は、15年産米の作柄不良等により、政府備蓄米に対する販売事業者の購入意欲が高まった

ため販売が進んだことから、適正備蓄水準(100万トン程度)を下回る60万トンとなった。

その後、入札により16年産米を37万トン買入れるとともに、9～14年産について5万トンの販売が行われたこと等により、17年6月末の政府備蓄米の在庫量は84万トンとなっている。

(2) 端境期の安定供給の確保に関する事項

16年産米については、作況98となり、平年ベースを下回ったものの、収穫量は872万トンとなり、このうち加工用米に仕向けられる12万トンを差し引いた860万トンが主食用等に仕向けられている。また、これに対し、16/17年の需要実績は869万トンであることから、一部、在庫の取り崩しが行われることにより需要に見合った供給が図られているものと考えられる。

なお、17年6月末在庫が政府備蓄米と民間流通米と合わせて256万トンと昨年を若干下回るものの、ほぼ同水準の在庫があることから、安定供給に支障はない。

2 備蓄運営の基本方針

16年産米の政府買入れが、40万トンの買入計画に対し、37万トンの買入れが行われたことや、流通在庫の状況等を踏まえれば、全体需給上、安定供給に支障はないと考えられることから、現時点では、17年産米の買入数量については昨年11月に策定した基本指針で16年産米と同様40万トンと設定するとともに、販売数量については買入数量見合で40万トンと仮置きしている。

今後、17年産米の作柄に応じて必要な見直しを行い、安定供給確保の観点から適切な備蓄運営を図っていくこととする。

販売については、年産構成の適正化の観点から、引き続き原則として年産の古いものから販売していくこととする。

なお、回転備蓄の適正かつ円滑な運営を図る観点から、17年

7月から18年6月の間の政府米の売買については、実際の販売数量が計画を下回ることが見込まれた場合、計画と販売見込数量との差について、その相当数量を17年産米の政府買入数量から減じることとする。

また、9年産米等の長期保管されている米のうち、品質劣化等により主食用に適さないと判断されたものについては、消費者の政府備蓄米に対する安心の確保の観点から、引き続き主食用以外の用途（飼料用等）に処理することとし、その需要実態を踏まえつつ順次実施することとする。

米穀の輸入数量及びその種類別数量に関する事項

平成17会計年度については、17年3月に策定・公表した、「基本指針」に基づき以下のとおりとする。

1 輸入数量

17会計年度の輸入数量については、WTO農業交渉において新たな合意ができるまではアクセス数量は12年度の水準が維持されることから、16会計年度と同水準の77万玄米トンとする。

SBS輸入については、年4回程度入札を行い、予定数量を10万トンとする。

2 国別・種類別輸入方針

16会計年度には、ミニマム・アクセス数量の枠内で国内需給の状況を見極め弾力的な輸入を行ってきたが、17会計年度においても、引き続き、国内の需要動向を踏まえ、通年安定的な販売が可能となるよう配慮しつつ、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に輸入を実施する。